

もりぐち児童クラブ入会児童室利用児童の保護者 様

守口市こども部子育て支援政策課長

新型コロナウイルス感染症防止に係るもりぐち児童クラブ入会児童室の利用自粛要請の延長
並びに利用者負担金の特例減免等の令和2年5月以降の取扱いについて(通知)

平素から本市こども施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止に向けた対応にご協力をいただきありがとうございます。

現在、国の緊急事態宣言発令及び守口市緊急事態措置（行動計画）の実施に基づき、令和2年5月6日までの間、家庭等で監護が可能な場合は、利用を控えていただくようお願いしているところです。

今般、下記のとおり**利用の自粛要請の期間を延長**することを決定しましたので、家庭等での監護が可能な場合は、利用を控えていただき、児童を監護する者がいないなど、真にやむを得ない場合であっても必要最低限の時間のみの利用としていただくようお願いいたします。

併せて、利用自粛の要請を受けて、家庭等での監護にご協力いただいた場合について、もりぐち児童クラブ事業利用者負担金の特例減免等を実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 もりぐち児童クラブ入会児童室の利用自粛要請の期間について

令和2年5月31日まで延長

2 利用者負担金の特例減免等について

従前の規定に加え、下表のとおり「開設日の2分の1以上の日数を利用しない」場合を追加します。

もりぐち児童クラブ利用者負担金（利用日数に係る減免関係）

従前		令和2年4月分		令和2年5月分 ※	
開設日の 全部を利用しない	全額 減免	開設日の 全部を利用しない	全額 減免	開設日の 全部を利用しない	全額 減免
連続して 16日以上を利用しない	半額 減免	連続して 16日以上を利用しない	半額 減免	連続して 16日以上を利用しない	半額 減免
		【特例】 R2. 4. 9～R2. 4. 30 の 全てを利用しない	全額 減免	【特例】 開設日の 1/2 以上を利用しない	半額 減免

※令和2年6月分以降の取扱いについては、当該月の全部について利用自粛を要請する場合
にあっては、令和2年5月分と同様の取扱いとします。

3 令和2年5月の開設日の「2分の1以上」の日数の考え方

対象者	減免の事由	開設日数	減免の額
土曜日開設の利用許可を受けている者	12日以上を利用しなかったこと	23日	半額
土曜日開設の利用許可を受けていない者	9日以上を利用しなかったこと	18日	半額

4 申請方法及び利用者負担金の還付について

- (1) 対象の方には、市からご案内を郵送します（6月下旬予定）。手続きは郵送により行います。
- (2) 市の書類到着後、1ヶ月を目途に5月分の利用者負担金を還付します。

5 留意事項

- (1) 上記2の取扱いについては、**新型コロナウイルス感染症防止に係る特例**として実施しますので、予めご了承ください。他の減免については、通常どおりの取り扱いとします。
- (2) 6月以降の利用自粛要請については、現在のところ未定です。決定次第、お知らせします。
- (3) 上記については、現時点の対応となります。国の緊急事態宣言の発令等により、取扱いが変更となる場合があります。